

国際教養大学学生の身分等に関する規程

平成 16 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学学則（以下「学則」という。）第 63 条の規定に基づき、研究生、科目等履修生、聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第 2 条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(入学志願手続)

第 3 条 研究生、科目等履修生、聴講生として入学を志願する者は、入学検定料を納付するとともに次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究生においては研究生入学願書（様式第 1 号の 1）
- (2) 科目等履修生においては科目等履修生入学願書（様式第 1 号の 2）
- (3) 聴講生においては聴講生入学願書（様式第 1 号の 3）
- (4) 最終学歴校の学業証明書及び卒業（修了）証明書
- (5) 健康診断書
- (6) その他学長が必要と認めるもの

(入学手続等)

第 4 条 教授会による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金を納付するとともに、別に定める書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

(指導教員)

第 5 条 研究生の指導教員は、教授会において定めるものとする。

2 研究生は、指導教員の指導のもとに、本学の施設及び設備を使用することができる。

(授業料等)

第 6 条 研究生、科目等履修生、聴講生は、授業料等に関する規程に定める授業料のほか、必要に応じて実験又は実習若しくは演習に要する費用を納付しなければならない。

(授業科目等)

第 7 条 科目等履修生、聴講生が履修又は聴講することのできる授業科目の種類は、別に定めるところによるものとする。

(特別科目等履修生)

第8条 学則第59条の規定に基づく科目等履修生であつて、かつ学則第33条第4号に基づき本学への入学を志願する者（以下「特別科目等履修生」という。）の履修期間は1年以内とし、1年を超えた場合、原則として次条の正規学生への登録を行うことはできない。ただし、これによらないことが適当と認められる場合にあつては、学長は教育研究会議の議を経て、1年を超えてその身分を与えることができる。

（正規学生への登録）

第9条 特別科目等履修生は、その履修期間内に、EAPⅢを含む21単位以上を取得し、かつGPA2.5以上の成績を修めた場合、学則第33条の規定に基づき、学長が相当年次への正規学生への入学を許可することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。